

第160期 決算公告

2021年6月30日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 大矢 恒好

貸借対照表(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,048,552	預金	16,240,389
現預け金	158,163	当座預金	637,166
コ一ル一口債権	3,890,389	普通預金	11,779,823
買入金銭	60,777	貯蓄預金	211,501
特定取引資	24,529	通知預金	95,440
商品有価証券	4,198	定期預金	3,019,168
特定金融派生商品	3,967	その他預金	497,288
有価証券	230	譲渡性預金	109,320
国地方債	2,641,566	コ一ルマネ	174,786
社債	565,078	売現先勘定	2,441
株式債券	394,609	債券貸借取引受入担保	155,394
その他の証券	477,323	特定取引負債	57
貸出	174,662	特定金融派生商	57
割引手形	1,029,892	借用	1,424,156
手形書	12,132,823	借入	1,424,156
当座	16,682	外國為替	299
外國為替	141,575	外國他店預	114
外國他店預	10,990,528	未払外國為替	185
買入立外國為替	984,036	信託勘定	15,931
その他の資産	27,403	その他他の負債	190,452
前払費用	25,643	未払法人税	1,786
未収収益	279	未払費用	8,167
先物取引差入証拠金	1,479	前受収益	6,114
先物取引差金勘定	222,029	金融派生商	30,810
金融派生商品	4,105	金融商品等受入担保	194
金融商品等差入担保金	12,345	資産除去年債	418
その他の資産	1,653	その他の負債	142,961
有形固定資産	0	賞与引当金	3,784
建物	32,402	役員賞与引当金	19
土地	38,476	株式報酬引当金	224
建設仮勘定	133,044	睡眠預金払戻損失引当金	1,238
その他の有形固定資産	142,333	偶発損失引当金	553
無形固定資産	7,948	繰延税金負債	566
ソフトウエア	13,221	再評価に係る繰延税金負債	16,402
その他の無形固定資産	12,859	支払承諾	29,607
前払年金費用	361	負債の部合計	18,365,627
支払承諾見返	42,756	(純資産の部)	
貸倒引当金	29,607	資本金	215,628
	△ 51,932	資本剰余金	177,244
		資本準備金	177,244
		利益剰余金	505,833
		利益準備金	38,384
		その他利益剰余金	467,449
		固定資産圧縮積立金	2,557
		別途積立金	118,234
		繰越利益剰余金	346,657
		株主資本合計	898,706
		その他有価証券評価差額金	38,190
		繰延ヘッジ損益	△ 1,319
		土地再評価差額金	36,661
		評価・換算差額等合計	73,532
		純資産の部合計	972,238
資産の部合計	19,337,866	負債及び純資産の部合計	19,337,866

損益計算書（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目		金額
経常益	益	214,956
資本	益	142,979
貸出	益	118,628
有価証券	益	19,902
預金	益	570
預け金	益	2,466
そ他の預金	益	1,411
信託	益	245
役務	益	52,268
受取手数料	益	10,707
特商の定品	益	41,560
その他	益	137
外債の償還	益	137
その他の外債	益	8,107
資本の国債	益	1,549
その他の国債	益	4,281
その他の債権	益	34
その他の債権	益	2,242
その他の債権	益	0
その他の債権	益	11,217
その他の債権	益	680
その他の債権	益	8,262
その他の債権	益	2,274
経常費用	170,156	
資本調達費	5,840	
預金渡済性預金	2,257	
預譲権	4	
現金	504	
貸用	53	
券券	191	
借入金	1,312	
利子の支払	1,065	
その他の支払	451	
役務の支払	17,296	
その他の支払	1,922	
特定の定金	15,373	
特定の融資	0	
その他の特定	0	
その他の特定	23,330	
その他の特定	5,687	
その他の特定	17,083	
その他の特定	559	
その他の特定	0	
その他の特定	106,483	
その他の特定	17,204	
その他の特定	15,158	
その他の特定	206	
その他の特定	30	
その他の特定	1,808	
経常損失	44,800	
税額	2,681	
税額	2,418	
税額	263	
税額	42,118	
税額	11,028	
税額	689	
税額	11,717	
税額	30,400	

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,233百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与（短期業績運動報酬）の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額を前払年金費用に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 51,932百万円

貸倒引当金の金額の算出方法等は、「重要な会計方針」の「6. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載のとおりであり、計上にあたって、以下のようない主要な仮定を用いております。

- ・債務者の実態評価、経営改善計画等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・過去の処分実績等に基づく不動産等担保の今後の処分可能見込額の見通し
- ・キャッシュ・フロー見積法における足元の実績等に基づく債権の今後の元本回収及び利息受取りの見通し
- ・予想損失額の算定に際して、過去平均値に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する長期過去実績、過去実績の趨勢等に基づく将来見込み等

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合には、翌事業年度の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響については、翌事業年度末に向けて徐々に緩和に向かうものと仮定しております。一部の貸出先については経済活動の停滞が続くことによる業績や資金繰りの悪化等に伴い貸倒等の損失が発生するものと見込まれますが、可能な限り詳細に最新の情報を収集することにより、将来見込みを織り込んで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を算定しております。また、事業活動に重要な影響を受けている一部の貸出先については、将来見込みの不確実性がより高いことから、当該信用リスクの状況を鑑み、今後の業績悪化の可能性を織り込んだ場合に予想される損失額について追加的に必要な修正を加えて算定しております。なお、この新型コロナウイルス感染症拡大による影響についての仮定は不確実性を有しており、個人消費の低迷や生産活動の停滞等の影響を受け貸出先の業績悪化が入手可能な直近の情報による想定を超えた場合には、予想損失額を上回る貸倒等の損失が発生する可能性があります。

追加情報

(連結納税制度の適用)

当行は、2022年3月期より株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用することについて、国税庁長官の承認を受けたため、当事業年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- | | |
|---|------------|
| 1. 関係会社の株式及び出資金総額 | 24, 061百万円 |
| 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に 55, 991百万円含まれております。 | |
| 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2, 077百万円、延滞債権額は 143, 637百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 | |
| 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 4, 006百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 | |
| 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 10, 025百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 | |
| 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 159, 746百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 | |
| 7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16, 961百万円であります。 | |

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	12, 568百万円
有価証券	1, 005, 723百万円
貸出金	1, 306, 943百万円
その他の資産	840百万円

担保資産に対応する債務

預金	53, 816百万円
売現先勘定	2, 441百万円
債券貸借取引受入担保金	155, 394百万円
借用金	1, 310, 360百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 36, 054百万円及びその他の資産 62, 036百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 5, 149百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2, 534, 002百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1, 316, 539百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 34, 883百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 117, 878百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 80, 742百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 100, 000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 76, 557百万円であります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 15, 931百万円であります。

16. 関係会社に対する金銭債権総額 65, 914百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 198, 185百万円

18. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）は 13.66%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	2, 305百万円
役務取引等に係る収益総額	2, 148百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	549百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	430百万円
役務取引等に係る費用総額	5, 815百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2, 067百万円

2. 関連当事者との間の取引は次のとおりであります。

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子法人等	横浜信用保証 株式会社	保証業	所有 直接50	保証取引	当行住宅ローン等の保証取引 (注) 1, 2, 3	3, 578, 665	—	—
役員及び その 近親者	藤野 優	当行監査役 の近親者	—	与信取引	資金の貸付 (注) 4	—	貸出金	11

(注) 1. 横浜信用保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。

2. 保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。

3. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

		当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券		△14

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	7, 994	8, 702	707
	地方債	35, 600	35, 806	206
	社債	97, 330	97, 854	523
	小計	140, 925	142, 362	1, 436
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	204, 479	203, 832	△647
	社債	—	—	—
	小計	204, 479	203, 832	△647
合計		345, 405	346, 194	789

株式会社 横浜銀行

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりあります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	12,562
関連法人等株式	8,892
合計	21,455

(注) 子会社・子法人等及び関連法人等への出資金（2,606百万円）は含めておりません。

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	150,811	74,806	76,005
	債券	470,422	467,181	3,241
	国債	173,304	171,192	2,112
	地方債	84,215	84,048	166
	社債	212,902	211,940	961
	その他	283,866	273,426	10,439
	小計	905,100	815,414	89,686
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,983	3,915	△931
	債券	621,183	627,937	△6,754
	国債	383,778	389,571	△5,792
	地方債	70,314	70,427	△113
	社債	167,090	167,939	△848
	その他	723,796	752,817	△29,021
	小計	1,347,963	1,384,671	△36,707
合計		2,253,064	2,200,085	52,978

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	8,100
その他	18,525
合計	26,625

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	10,497	6,715	—
債券	1,147,644	1,606	708
国債	1,138,466	1,575	708
地方債	2,202	2	0
社債	6,976	28	—
その他	247,989	4,222	4,978
合計	1,406,131	12,543	5,687

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、206百万円（うち、株式 2百万円、債券 203百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	17,369百万円
退職給付引当金	4,171百万円
有価証券償却	2,316百万円
その他	6,731百万円
繰延税金資産小計	30,589百万円
評価性引当額	△2,368百万円
繰延税金資産合計	28,221百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	14,900百万円
退職給付信託設定益益金不算入	6,243百万円
その他	7,644百万円
繰延税金負債合計	28,788百万円
繰延税金負債の純額	566百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 807円12銭

1株当たりの当期純利益金額 25円23銭

潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

信託財産残高表(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 产	金 额	负 債	金 额
銀 行 勘 定 貸	15,931	金 錢 信 託	15,931
合 計	15,931	合 計	15,931

(注) 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付) 元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金 錢 信 託

(単位：百万円)

資 产	金 额	负 債	金 额
銀 行 勘 定 貸	15,931	元 本	15,931
計	15,931	計	15,931

第160期 決算公告

2021年6月30日

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 大矢 恒好

連結貸借対照表(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	4,051,549	預 渡 性 預 金	16,166,040
コールローン及び買入手形	60,777	コールマネー及び売渡手形	89,320
買 入 金 錢 債 権	29,888	売 現 先 勘 定	174,786
特 定 取 引 資 産	4,198	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	2,441
有 價 証 券	2,634,431	特 定 取 引 負 債	155,394
貸 出 金	12,071,074	借 用 金	57
外 国 為 替	27,403	外 国 為 替	1,451,557
リース債権及びリース投資資産	71,820	信 託 勘 定 借	299
そ の 他 資 産	259,629	そ の 他 負 債	15,931
有 形 固 定 資 産	143,060	賞 与 引 当 金	262,571
建 物	49,976	役 員 賞 与 引 当 金	4,346
土 地	78,753	株 式 報 酬 引 当 金	19
建 設 仮 勘 定	3,169	退 職 給 付 に 係 る 負 債	224
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	11,160	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	510
無 形 固 定 資 産	13,702	偶 発 損 失 引 当 金	1,238
ソ フ ト ウ エ ア	13,330	特 別 法 上 の 引 当 金	553
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	371	繰 延 税 金 負 債	25
退 職 給 付 に 係 る 資 産	43,992	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	256
繰 延 税 金 資 産	4,525	支 払 承 諾	16,402
支 払 承 諾 見 返	41,269	支 払 承 諾	41,269
貸 倒 引 当 金	△ 58,502	負 債 の 部 合 計	18,383,250
		(純資産の部)	
		資 本 金	215,628
		資 本 剰 余 金	177,244
		利 益 剰 余 金	542,298
		株 主 資 本 合 計	935,171
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	38,778
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,319
		土 地 再 評 価 差 額 金	36,661
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 416
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	845
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	74,548
		非 支 配 株 主 持 分	5,851
		純 資 産 の 部 合 計	1,015,571
資 产 の 部 合 計	19,398,821	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	19,398,821

連結損益計算書（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目				金 額
経 常 収 益				263,460
資 金 運 用 収 益				141,340
貸 出 金 利 息				118,544
有 価 証 券 利 息 配 当 金				18,272
コールローン利息及び買入手形利息				570
預 け 金 利 息				2,468
そ の 他 の 受 入 利 息				1,484
信 託 報 酬				245
役 務 取 引 等 収 益				62,591
特 定 取 引 等 収 益				2,782
そ の 他 業 務 収 益				44,430
そ の 他 経 常 収 益				12,069
償 却 債 権 取 立 益				1,729
そ の 他 の 経 常 収 益				10,340
経 常 費 用				210,618
資 金 調 達 費 用				5,919
預 金 利 息				2,256
譲 渡 性 預 金 利 息				4
コールマネー利息及び売渡手形利息				504
売 現 先 利 息				53
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息				191
借 用 金 利 息				1,393
そ の 他 の 支 払 利 息				1,516
役 務 取 引 等 費 用				13,900
特 定 取 引 費 用				0
そ の 他 業 務 費 用				55,875
當 業 経 常 費 用				115,258
そ の 他 経 常 費 用				19,664
貸 倒 引 当 金 繰 入 額				15,210
そ の 他 の 経 常 費 用				4,453
経 特 別 利 益				52,842
別 損 失				2,727
固 定 資 産 処 分 損				2,457
減 損 損				263
そ の 他 の 特 別 損 失				6
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益				50,114
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				13,918
法 人 税 等 調 整 額				963
法 人 税 等 合 計				14,881
当 期 純 利 益				35,233
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				679
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				34,553

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社
 - 主要な会社名
 - 横浜信用保証株式会社
 - 浜銀ファイナンス株式会社
 - 浜銀T T証券株式会社
 - (連結の範囲の変更)
 - 浜銀モーゲージサービス株式会社は、清算結了に伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
- (2) 非連結の子会社及び子法人等 5社
 - 非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
 - 該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等 3社
 - スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
 - PT Bank Resona Perdana
 - PT Resona Indonesia Finance
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 5社
 - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (4) 持分法非適用の関連法人等 3社
 - 持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 7社

4. のれんの償却に関する事項

- 10年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受取利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～60年

そ の 他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破綻、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にあって一定の要件に該当する債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 17,369 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与（短期業績連動報酬）の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第 46 条の 5 第 1 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15 年）による定期法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

1.5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

1.6. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 58,502百万円

貸倒引当金の金額の算出方法等は、「会計方針に関する事項」の「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。計上にあたって、以下のようない主要な仮定を用いております。

- ・債務者の実態評価、経営改善計画等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込み
- ・過去の処分実績等に基づく不動産等担保の今後の処分可能見込額の見通し
- ・キャッシュ・フロー見積法における足元の実績等に基づく債権の今後の元本回収及び利息受取りの見通し
- ・予想損失額の算定に際して、過去平均値に基づく損失率に加える必要な修正において考慮する長期過去実績、過去実績の趨勢等に基づく将来見込み等

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響については、翌連結会計年度末に向けて徐々に緩和に向かうものと仮定しております。一部の貸出先については経済活動の停滞が続くことによる業績や資金繰りの悪化等に伴い貸倒等の損失が発生するものと見込まれますが、可能な限り詳細に最新の情報を収集することにより、将来見込みを織り込んで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を算定しております。また、事業活動に重要な影響を受けている一部の貸出先については、将来見込みの不確実性がより高いことから、当該信用リスクの状況を鑑み、今後の業績悪化の可能性を織り込んだ場合に予想される損失額について追加的に必要な修正を加えて算定しております。なお、この新型コロナウイルス感染症拡大による影響についての仮定は不確実性を有しており、個人消費の低迷や生産活動の停滞等の影響を受け貸出先の業績悪化が入手可能な直近の情報による想定を超えた場合には、予想損失額を上回る貸倒等の損失が発生する可能性があります。

追加情報

(連結納税制度の適用)

当行及び一部の連結される子会社及び子法人等は、2022年3月期より株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用することについて、国税庁長官の承認を受けたため、当連結会計年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当行及び一部の連結される子会社及び子法人等は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 10, 462百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 55, 991百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2, 077百万円、延滞債権額は 142, 902百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 4, 006百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 10, 025百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 159, 012百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16, 961百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	12, 568百万円
有価証券	1, 005, 723百万円
貸出金	1, 306, 943百万円
その他資産	840百万円

担保資産に対応する債務

預金	53, 816百万円
売現先勘定	2, 441百万円
債券貸借取引受入担保金	155, 394百万円
借用金	1, 310, 360百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 36, 054百万円及びその他資産 62, 036百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 1, 653百万円、金融商品等差入担保金 38, 476百万円及び保証金 5, 360百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2, 490, 156百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1, 314, 539百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 34, 883百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 166, 824百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 80, 742百万円

13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100, 000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は76, 557百万円であります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 15, 931百万円であります。

16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は、14. 02%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益 8, 345百万円を含んでおります。

2. 包括利益 66, 295百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタルなどの金融サービスに係る事業を行っております。地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核事業と位置づけ、景気変動や市場変化の悪影響を最小限にとどめ、地域における金融システムの担い手として安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。このため、当行の中期経営計画や業務運営方針など戦略目標に対応した金融商品に内包された各種リスクを継続的に識別、評価、モニタリング、コントロールすることにより経営の健全性を確保し、経営資源の適切な配分を通じてリスクに見合った安定収益の確保を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として当行の経営基盤である神奈川県及び東京西南部の中小企業・個人向け貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、主として当行の経営基盤である神奈川県及び東京西南部の個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金の流出などにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場の変動により損失が発生する為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、お客さまに対する各種のリスク・ヘッジ手段の提供、及び当行の資産・負債構造の管理（ALM：Asset Liability Management）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、当行の収益増強のために、金利スワップ取引等に取り組んでおります。デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。なお、ヘッジ目的で取り組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）等に準拠した「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象：貸出金・債券、外貨建金銭債権債務、株式

- ・ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ、株式先渡取引

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

また、一部の連結される子法人等では、リース債権、割賦債権を保有しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、個別の与信判断については、「クレジットポリシー」に定めた「公共性」、「安全性」、「収益性」、「成長性」、「流動性」の5原則に則った厳正な審査を行っております。個別の大口与信については、ガバナンス強化の観点から「投融資会議（役員などで構成する経営会議）」において分析検討を行い、応否を決定しております。

また、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、適切な信用リスクのコントロールと適正な償却・引当を行っております。

更に、「内部格付制度」に基づき、債務者格付ごとのデフォルト実績や担保・保証データを用いて統計的に与信ポートフォリオ全体の信用リスク量を計量化し、リスクと経営体力の対比や適正な貸出金利の設定など健全性・収益性の評価を行っております。

② 市場リスクの管理

《管理態勢》

当行では、ALMの一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを行っております。具体的には、リスク管理部署は各種リスクリミットの遵守状況と市場取引の運用状況や損益状況について、直接経営陣に報告した上で、毎月開催されるALM会議において、市場リスクの状況について報告しております。

また、市場業務は、トレーディング業務とバンキング業務に区分して管理しております。トレーディング業務として、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的、又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引（特定取引）を行っております。トレーディング業務で取り扱うことができる商品は、国債、国債先物取引、金利スワップ取引、金利先物取引などの商品であります。バンキング業務はトレーディング業務以外を指します。なお、トレーディング業務は、特定取引の定義、時価算定の権限や方法などについて規定した行内規程に従い、厳格な運用を行っております。

『市場リスクの計測』

当行では、市場リスクの計測において、VaR（バリューアットリスク）、BPV（ベーススポットバリュー）のほか、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しております。また、VaRだけでは十分に捉えられないリスクについても対応できるように、ストレス・テストを定期的に実施しております。そのシナリオは、大きな市場変動と流動性の急激な低下を併せ持った重大な影響を及ぼしうる最悪シナリオ、市場リスク計測手法の特性を補うシナリオの2種類としております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、戦略目標や業務運営方針は、流動性リスクを考慮して策定しております。

『管理態勢』

リスク管理部署は、各種リスクリミットの遵守状況を、直接経営陣に報告した上で、毎月開催されるALM会議において、流動性リスクの状況や資金繰りの状況について報告しております。

流動性リスクの顕在化の兆候が察知された場合には、ただちに関連部署による「流動性リスク緊急対策会議」を開催し、情報の収集・整理を行い、必要な対応策について迅速に意思決定できる態勢としております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	4,051,549	4,051,549	—
(2) コールローン及び買入手形	60,777	60,777	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	345,605	346,395	789
その他有価証券	2,251,020	2,251,020	—
(4) 貸出金	12,071,074		
貸倒引当金（＊1）	△58,169		
	12,012,904	12,092,584	79,679
資産計	18,721,857	18,802,326	80,469
(1) 預金	16,166,040	16,166,481	440
(2) 讓渡性預金	89,320	89,320	0
(3) コールマネー及び売渡手形	174,786	174,786	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	155,394	155,394	—
(5) 借用金	1,451,557	1,451,074	△483
負債計	18,037,100	18,037,057	△42
デリバティブ取引（＊2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	9,719	9,719	—
②ヘッジ会計が適用されているもの（＊3）	(7,993)	(7,993)	—
デリバティブ取引計	1,726	1,726	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊3）その他有価証券（債券）の相場変動リスク減殺を目的とする金利スワップ取引による繰延ヘッジ、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク減殺を目的とする通貨スワップ取引による「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に基づく繰延ヘッジ等、LIBORを参照する金融商品のヘッジ関係に「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号）を適用しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受け後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクの内部管理の区分に基づき、一部の貸出金については、将来のキャッシュ・フローを商品別、残存期間別にグルーピングしております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 謙渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び謙渡性預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び (4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、キャップ取引等）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約、通貨オプション）、株式関連取引（株式先渡取引）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1) (* 2) (* 3)	8,724
② 組合出資金 (* 3) (* 4) (* 5)	18,619
合 計	27,343

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 関連法人等の株式（7,816百万円）は含めておりません。

(* 3) 当連結会計年度において、非上場株式について 64百万円、組合出資金について 6百万円減損処理を行っております。

(* 4) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(* 5) 非連結の子会社及び子法人等、並びに持分法非適用の関連法人等への出資金（2,646百万円）は含めておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2021年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△34

2. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	7,994	8,702	707
	地方債	35,799	36,006	206
	社債	97,330	97,854	523
	小計	141,125	142,562	1,437
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	204,479	203,832	△647
	社債	—	—	—
	小計	204,479	203,832	△647
合計		345,605	346,395	789

3. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	株式	155,978	78,984	76,993
	債券	470,422	467,181	3,241
	国債	173,304	171,192	2,112
	地方債	84,215	84,048	166
	社債	212,902	211,940	961
	その他	283,866	273,426	10,439
	小計	910,267	819,592	90,674
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	3,364	4,444	△ 1,079
	債券	621,183	627,937	△ 6,754
	国債	383,778	389,571	△ 5,792
	地方債	70,314	70,427	△ 113
	社債	167,090	167,939	△ 848
	その他	723,796	752,817	△ 29,021
	小計	1,348,344	1,385,200	△ 36,855
合計		2,258,611	2,204,793	53,818

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	10,591	6,798	—
債券	1,147,644	1,606	708
国債	1,138,466	1,575	708
地方債	2,202	2	0
社債	6,976	28	—
その他	247,989	4,222	4,978
合計	1,406,225	12,627	5,687

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、206百万円（うち、株式 2百万円、債券 203百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 838円23銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 28円68銭

潜在株式調整後 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。